

第7章 学校防災マニュアル作成のポイント



竜巻避難訓練（登米市立米山東小学校）

I 学校防災マニュアルとは

学校保健安全法第29条に基づき、各学校においては「危険等発生時対処要領」を策定することとなっている。(P135 参照)

この「危険等発生時対処要領」は、各学校においては、「防犯マニュアル」「不審者対応マニュアル」「災害発生時対応マニュアル」等、危険の対象毎に分けられ、整備されることが多い。

本指針では、地震等の災害に対する「危険等発生時対処要領」を「学校防災マニュアル」と呼び、本章において東日本大震災での教訓を踏まえた、その作成のポイントについて示すとともに、別冊資料として「学校防災マニュアル作成ガイド」を作成した。

また、学校防災マニュアル概要版等を作成して、職員室、教室、廊下など目に付く場所に掲示して常に確認できると、いざ災害が発生した時に、マニュアルどおりに進められるかの検証を行い全教職員と共有化を図ることが大切である。

II 三段階の危機管理

「学校防災マニュアル」においては、危機管理の段階を「日常の危機管理」、「発生時の危機管理」「発生後の危機管理」の3つに分けて整理のうえ、それぞれの段階において対応すべき事項を網羅的に規定することが適当である。

次頁に、三段階の危機管理の内容及び別冊「学校防災マニュアル作成ガイド」における解説ページを示す。



避難訓練（気仙沼市立小泉小学校）



学校防災マニュアル作成ガイド
(宮城県教育委員会)

別冊「学校防災マニュアル作成ガイド」（宮城県教育委員会）の解説ページ

日常の危機管理

教職員の動員体制と校内組織

- 配備計画と業務内容
- 情報連絡体制

P3~7

ルールの事前確認

- 引き渡し，学校待機，集団下校等の判断基準

P22~26

計画的な安全点検

- 非構造部材の点検
- 避難経路，避難場所の点検

P2

各種カードの作成と配布

- 緊急連絡カード
- 避難確認カード

P48

実践的防災訓練の実施

- 合同防災訓練
- 引き渡し訓練
- 緊急地震速報を活用した訓練等

P39~43

非常持出し品，備品・備蓄の確認

- 学校として備えるもの
- 避難所としての備蓄

P27

「日常の危機管理」が最も重要で，災害発生後の対応につながり，防災，減災のベースになる。

発生時の危機管理

学校管理下

初期対応

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所の確認
- 安全点検と負傷者への応急救置

P8, 10, 11, 12, 15, 17, 18, 19

情報収集

- 各種警報・避難指示等の確認
- 目視による被害状況の確認

P8, 10, 11, 12, 15, 17, 18, 19

二次対応

- 二次災害に備えた判断と行動（津波，火災，土砂崩れ，液状化現象等）
- 安否確認

P9, 11, 16~18, 24, 25, 30, 34, 35

東日本大震災の教訓から，マニュアルにとられない臨機応変な判断と行動が重要。

発生後の危機管理

校内災害対策本部の設置

- 業務内容の確認

P5

情報の収集，発信手段の確認

- 情報収集手段と方法
- 情報発信手段と方法

P7

安否確認

- 各種安否確認方法
- 地域の団体・組織との連携

P9~11, 13, 14, 16~18, 20, 21

引き渡し，学校待機の手順

- ルール，手順
- 校外活動時の引き渡し

P22

避難所の設置・運営にかかる協力

- 運営協力体制
- 発災初期段階の設置，運営協力

P27, 28

学校再開に向けた対応

- 教育再開への各取組

P29

地域と連携し，児童生徒の安全確保，学校教育活動の早期正常化に優先的に取り組むことが重要。

Ⅲ 作成のポイント

学校防災マニュアルを作成する際の要点、留意事項等の詳細については、文部科学省においては「学校防災マニュアル作成の手引き」を策定しており、また本県においても「学校防災マニュアル作成ガイド」を本指針の別冊として示しているが、本章では、東日本大震災の教訓等から、学校防災マニュアルの作成上、特に重要と考えられるポイントについて、示すものとする。

1 全般について

作成のポイント1 「できるだけ具体的に定めること」

- ・例えば災害が発生してから避難場所や担当者、責任者をその場で話し合っただけでは、避難行動に遅れが生じる等の問題が発生する。
- ・適切な想定のもと、各事項について、できるだけ具体的に定めることが重要である。

作成のポイント2 「分かり易く簡潔な表現にすること」

- ・災害発生時にマニュアルを時間をかけて読むことは、ほぼ不可能である。
- ・非常時においても、その要点が即座に理解できるよう、簡潔かつ分かり易い表現とする必要がある。
- ・避難経路や二次避難の場所等については、図面・地図を作成するなどし、誰もが理解し易い表現にすることが重要である。

作成のポイント3 「複数の方法・手段について規定すること」

- ・想定していた通信手段や避難場所、連絡方法、避難経路等が、災害の状況によっては、利用できない事態が発生する可能性がある。
- ・第二、第三の方法・手段について規定し、リスク低減に努めることが重要である。

作成のポイント4 「適切な想定・調査のもとに作成すること」

- ・「学校防災マニュアル」は、学校が所在する地域で発生が予想される災害の被害想定等を基に作成される事となるが、その被害想定に誤りがあれば、マニュアルそのものが機能しない事態に陥る可能性もある。
- ・地理的状況や過去の災害での周辺の被害の状況等について、十分に考慮しなければ、適切な避難場所や避難経路等を設定することは出来ない。
- ・学校を取り巻く環境を出来る限り調査・分析の上被害を想定し、その結果をマニュアルに適切に反映させることが重要である。

2 日常の危機管理について

作成のポイント5 「引き渡し、学校待機、集団下校等の判断基準を明記すること」

- ・災害時の児童生徒等の安全確保上、学校に待機させるか、保護者に引き渡すのか等の判断が非常に重要になる。
- ・どのような情報を元に、どのような基準に当てはめ、誰が判断するのかをマニュアルに明確に示した上で、更に、事前に確実に保護者の了解を得ておくことが肝要である。

作成のポイント6 「実践的な防災訓練の実施方法を規定すること」

- ・当然ではあるが、地震等による災害は、いつ、どのような場合に発生するか分からない。
- ・これまで学校の防災訓練は「授業中に地震が発生し、机の下で安全を確保し、校庭に避難する」等

の方法が多かった。

- ・放課後に災害が発生したことを想定した防災訓練等，児童生徒等が，どのような状況にいても身を守ることが出来るような，実践的な防災訓練の実施方法について規定することが重要である。

作成のポイント7 「緊急連絡カード，避難確認カード等の作成について規定すること」

- ・児童生徒等の安否確認・引き渡し等を円滑に行うには，学校と保護者において，そのルールや連絡方法等について，共通認識をもつことが重要である。
- ・緊急連絡カードや避難確認カード等を作成のうえ，学校と保護者が共有する方法が非常に有効である。

3 発生時の危機管理について

作成のポイント8 「複数の手段による情報収集の方法及び情報収集を行う担当者を明確に規定すること」

- ・児童生徒等を安全に避難誘導するためには，災害の状況等について，可能な限り正確な情報に基づき判断することが肝要である。
- ・災害発生時には，児童生徒等の安全確保や問い合わせの電話等への対応に職員が忙殺され，重大な情報が入手できない事態に陥りかねない。
- ・情報の入手方法を，例えば防災行政無線だけに頼っていても，万が一防災行政無線が故障していた場合等に対応できない。
- ・情報収集を行う担当者を明確に定めるとともに，停電等の発生をも見越し，複数の手段を用いた情報の収集について，規定することが重要である。

4 発生後の危機管理について

作成のポイント9 「市町村が定める避難所運営マニュアルと整合を図ること」 (避難所に指定されている学校について)

- ・避難所に指定されている学校等については，発災と同時に住民が避難してくることが想定されるが，住民への対応に教職員が忙殺されれば，児童生徒等の安全確保や安否確認に支障を来すことも考えられる。
- ・市町村が作成する避難所運営マニュアルとの整合を図り，避難所運営にかかる教職員の役割を踏まえたマニュアルが整備されることが不可欠である。
- ・避難所の運営に関しては，市町村の防災担当部署のみならず，地域住民とも十分に協議・連携のうえ，学校・市町村，住民の役割分担を明確にし，住民中心の避難所運営等により教職員の本来業務である児童生徒等の安全確保等に支障が出ることが無いよう，十分配慮することが必要である。

作成のポイント10 「学校の早期再開に向けた取組を規定すること」

- ・学校の早期再開が，その地域の早期復旧・復興にとって重要であるとの指摘がある。
- ・マニュアルにも，児童生徒等の安全を確保したうえで，いかに早期に学校を再開するかとの視点からの取組について規定する必要がある。

※市町村で指定する避難所等については，専ら避難生活を送る避難所と緊急に避難する避難場所があるので，相違に留意すること。

Ⅳ 『学校防災マニュアル』 チェックリスト例

No	チェック項目	チェック
作成のポイント1 「できるだけ具体的に定めること」		
1	教職員の動員体制が記載されているか（教職員連絡網を含む）	
2	校内災害本部組織と各班の業務内容が明確化されているか	
3	各班の業務内容が具体的に示され、役割分担が示されているか	
4	災害本部設置の役割分担が規定されているか	
5	安全点検の役割分担がされているか	
作成のポイント2 「分かり易く簡潔な表現にすること」		
6	避難場所や避難経路の図や地図を作成し理解しやすくなっているか	
7	マニュアルのリーフレットを作成しているか	
作成のポイント3 「複数の方法・手段について規定すること」		
8	安全確保の規定がされているか	
9	避難の指示を的確に規定しているか	
10	避難場所の設定がされているか（二次、三次、四次避難場所の設定）	
11	避難誘導において状況における誘導が規定されているか	
12	安否確認の方法を規定しているか	
13	情報連絡体制が整備されているか	
作成のポイント4 「適切な想定・調査の基に作成すること」		
14	状況における対応規定がされているか（登下校時、在宅時、校外活動時、学校施設等活動事業時等）	
作成のポイント5 「引き渡し、学校待機、集団下校等の判断基準を明記すること」		
15	保護者への引渡しの取り決めがされているか	
16	集団下校の仕方が決められているか	
17	待機（宿泊）、帰宅困難への対応が決められているか	
作成のポイント6 「実践的な防災訓練の実施方法を規定すること」		
18	授業時間以外等での避難訓練の実施方法を規定しているか	
作成のポイント7 「緊急連絡カード、避難確認カード等の作成について規定すること」		
19	事前に緊急連絡カードを作成しているか	
20	事前に避難確認カードを作成しているか（個別マニュアル等）	
作成のポイント8 「複数の手段による情報収集の方法及び情報収集を行う担当者を明確に規定すること」		
21	情報収集の体制が記載されているか	
22	情報収集の担当者を明記しているか	
作成のポイント9 「市町村が定める避難所運営マニュアルと整合を図ること」		
23	各班の業務内容が具体的に示され、役割分担が示されているか	
24	避難所開設の場所の設定がされているか	
25	備蓄品のリストが作成されているか	
作成のポイント10 「学校早期再開に向けた取組を規定すること」		
26	学校再開に向けた対応が規定されているか	



避難訓練・炊き出し（登米市立新田小学校）